

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会  
認定医制度規則

第1章 総則

- 第1条 この制度は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会定款第3条(目的)を遂行する為に一層の専門的知識と技術を有する臨床歯科医師を育成し、地域医療に貢献することを目指す制度である。
- 第2条 前条の事項達成のために特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会(以下「本会」という)は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定医(以下「認定医」という)を認定登録するとともに本制度に必要な事業を行う。

第2章 認定医の認定及び登録

- 第3条 認定医の認定を受ける者は別に定める施行細則に従って受験する。
- 第4条 認定医試験に合格した者は認定審議委員会の審査と理事会の承認を経て、認定医として本会から認定登録する。

第3章 研修施設及び教育項目

- 第5条 研修施設の指定等は、認定審議委員会の審査を経て理事会が決定する。
- 第6条 教育内容は歯周病学の基礎と臨床を有機的に結び付けた歯周病学の診断と治療とする。

第4章 特定非営利活動法人臨床歯周病学会生涯研修

- 第7条 認定医は本会の主催する生涯研修等に参加しなければならない。

第5章 認定医の更新及び資格喪失

- 第8条 認定医の資格は、取得後5年毎に更新の手続きを必要とし、更新のない者はその資格を喪失する。
- 第9条 認定医更新は施行細則により行う。
- 第10条 認定医は、以下の事項に該当するときは、その資格を喪失する。
- (1)本人が資格の辞退を申し出たとき
  - (2)資格が更新されなかったとき
  - (3)その他、理事会で認定医として不適当と認めたとき

第6章 規則の変更

- 第11条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第7章 補則

第12条 認定医認定申請料・認定医登録料及び認定医更新手数料は別に定める。

### 附則

本規則は平成15年6月28日より施行する。

本規則は一部改正し、平成18年6月17日より施行する。

本規則は一部改正し、平成19年4月1日より施行する。

本規則は一部改正し、平成26年6月21日より施行する。

本規則は一部改正し、令和元年6月22日より施行する。